

○即決裁判手続への対応について

平成28年12月22日

道本刑第3122号

(留・生企・交企・公1合同)

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

(概要)

本通達は、即決裁判手続への対応に関して

○概要

○基本的な留意事項

○捜査部門と留置部門との連携

等について定めたものである。